

立川市心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）の施行による。

立川市心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

立川市心身障害者手当支給条例（昭和46年立川市条例第47号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(支給額)</p> <p>第3条 手当は、対象者1人について、次の各号の<u>いずれかに</u>掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の<u>いずれかに</u>掲げる要件に該当する場合においては、手当を支給しない。</p> <p>(1) 毎年1月から7月までの月分の手当については前前年、その他の月分の手当については前年の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に掲げる<u>同一生計配偶者並びに</u>同項第34号に掲げる扶養親族の有無及び数に応じて市長が定める額を超えるとき。</p> <p>(2)及び(3) ……略……</p> <p>3 ……略……</p> <p>(受給資格の消滅)</p> <p>第5条の3 受給資格は、受給者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、消滅する。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p>	<p>(支給額)</p> <p>第3条 手当は、対象者1人について、次の各号の<u>一に</u>掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の<u>一に</u>掲げる要件に該当する場合においては、手当を支給しない。</p> <p>(1) 毎年1月から7月までの月分の手当については前前年、その他の月分の手当については前年の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に掲げる<u>控除対象配偶者並びに</u>同項第34号に掲げる扶養親族の有無及び数に応じて市長が定める額を超えるとき。</p> <p>(2)及び(3) ……略……</p> <p>3 ……略……</p> <p>(受給資格の消滅)</p> <p>第5条の3 受給資格は、受給者が次の各号の<u>一に</u>該当するときは、消滅する。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p>

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の立川市心身障害者手当支給条例第3条第2項第1号の規定は、平成31年8月分の手当から適用し、同年7月分までの手当については、なお従前の例による。